

農業経営を始める

農業次世代人材投資資金（経営開始型）

次世代を担う農業者をめざす意欲ある新規就農者に対して、就農直後の経営確立をはかるための資金を支援します。

○対象者（主な要件）

- ①独立・自営就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者で、次世代を担う農業者となることに強い意欲があること
- ②独立・自営就農であること
- ③青年等就農計画が独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画となっていること。
- ④農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスクを負うこと。
- ⑤人・農地プランに位置付けられるか、農地中間管理機構から農地を借りていること。
- ⑥生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。
- ⑦原則として前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。）全体の所得が600万円以下であること。

○資金交付額

最長5年間 経営開始1～3年目150万円／年、4～5年目120万円／年

○その他

- ①夫婦で就農する場合夫婦合わせて1.5人分が交付されます。
- ②経営開始2年目以降の交付金額は前年所得に応じて変動し、前年の所得が350万円を越えた場合は交付停止となります。

ミドル就農者経営確立支援事業

農業経営を開始して間もない中年層（50歳以上60歳未満）の方で、次世代を担う農業者となることに強い意欲のある方に対して資金を給付します。

○対象者（主な要件）

- ①独立・自営就農時の年齢が50歳以上60歳未満で、次世代を担う農業者となることに強い意欲があること
- ②独立・自営就農であること
- ③認定新規就農者、または認定農業者であること。
- ④給付期間中に新規作目の導入や経営多角化など経営発展の取組をすること。
- ⑤人・農地プランに位置付けられるか、農地中間管理機構から農地を借りていること。
- ⑥生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。

○給付金額

年間最大120万円 最長3年間

○その他

経営開始2年目以降の交付金額は前年所得に応じて変動し、前年の所得が350万円を越えた場合は交付停止となります。